

# 大泉町開発事業指導要綱



大 泉 町

平成 28 年 4 月 1 日改正

# 大泉町開発事業指導要綱

開発行為指導要綱（昭和48年大泉町告示第10号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 土地利用計画（第7条－第11条）
- 第3章 公共施設（第12条－第15条）
- 第4章 公益施設（第16条－第20条）
- 第5章 検査（第21条－第23条）
- 第6章 公共施設等の帰属等（第24条－第26条）
- 第7章 雑則（第27条－第30条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、本町の区域内で行われる開発事業について必要な基準を定め、開発事業を行う事業者が公共施設及び公益施設（以下「公共施設等」という。）の整備に関し協力を求めることにより、地域の特性を考慮した秩序ある開発を進めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築及び施設の整備に関する事業をいう。
- (2) 開発区域 開発事業を行う一団の土地の区域をいう。
- (3) 事業者 開発事業に係る工事の請負契約の発注者（当該請負契約を行おうとする者を含む。）又は請負契約によらず自ら工事を行う者をいう。
- (4) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (5) 公益施設 給水施設、ごみ集積施設、防火水槽を除く消防水利、交通施設、

駐車施設その他住民の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発事業に対して適用する。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業
- (2) 開発区域を3区画以上に分割して行う開発事業
- (3) 計画戸数が10戸以上の集合住宅、寮、ホテルその他これらに類する建築物に係る開発事業
- (4) 開発区域が既存の開発区域と機能的に一体と認められる開発事業又は同一事業者が1年以内に連続して開発事業を行い前三号のいずれかに該当することとなる開発事業

(適用除外)

第4条 この要綱は、開発事業のうち次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 自己の居住の用に供する建築物に係る開発事業
- (2) 国、他の地方公共団体及び本町（本町の出資法人等（本町が資本金その他これに準じるものを出資し、又は本町と密接な関係があると認められる法人をいう。）を含む。）が行う開発事業

(事前協議)

第5条 開発事業を行おうとする事業者は、当該開発事業の計画について、開発事業事前協議書（別記様式第1号）により、あらかじめ町長と協議するものとする。

2 事業者は、前項の規定による協議の内容を変更しようとするときは、開発事業変更協議書（別記様式第2号）により、再度町長と協議するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

3 前二項の規定による協議には、別表に掲げる書類のうち町長が必要と認めるものを添付するものとする。

(意見書の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき事前協議が行われた開発事業に関する町の意見を意見書（別記様式第3号）に記入して、事業者に交付するものとする。

## 第2章 土地利用計画

(自然環境及び農地の保護)

第7条 事業者は、開発事業の計画及び施行に当たり開発区域内及びその周辺の自

然環境の保全を図るため、植物の生育に必要な環境の保持、樹木の保存、表土の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、開発事業の施行により農業用水源又は生活水源の枯渇を招くおそれのある場合にあっては、当該水源に相当する用水施設を設けるものとする。

3 事業者は、開発事業の施行により付近の農地等に土砂の流出、堆積、崩壊、粉じん、捨石等により被害を及ぼすおそれのある場合にあっては、必要な防除措置を講ずるものとする。

4 開発区域内の土地の権利に関する当事者は、その土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合にあっては、大泉町農業委員会に届出を行わなければならない。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項各号又は同法第5条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

（公害等の防止及び対策）

第8条 事業者は、開発事業の施行により開発区域及びその周辺における、騒音、振動、水質汚濁等の公害の発生を未然に防止するものとする。

2 事業者は、開発事業の施行に伴う土石類の運搬に際しては、通園及び通学の時間帯並びに深夜の搬出及び搬入を最小限とするよう努めるものとする。

3 事業者は、開発事業の施行に伴い公害等が発生した場合（施行完了後において、当該事業に起因して公害等が発生した場合を含む。）にあっては、事業者の責任において原因の除去及び復旧に努めるものとする。

4 事業者は、開発事業を計画するに当たり、隣接地等の地盤高を十分考慮し、過大な盛土又は切土とならないよう配慮するものとする。

（文化財の保護）

第9条 事業者は、開発区域内及びその周辺の埋蔵文化財について、大泉町教育委員会と開発事業の施行前に協議するものとする。

2 事業者又は工事施工者は、開発区域内において工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める必要な措置を講ずるものとする。

（周辺住民その他利害関係者への周知等）

第10条 事業者は、開発事業の施行前に、その計画を開発区域周辺の住民及び利害関係者に周知し、理解を得るよう努めるものとする。

2 事業者は、開発事業に関して生じた紛争については、事業者の責任において誠意をもって解決するものとする。

(土地利用計画)

第11条 事業者は、土地利用計画の作成に当たっては、開発区域の地形の状況、地盤性状、日照、通風、採光等を考慮し、建築物の用途、規模、構造等に合わせ、街区を合理的に定めるものとする。

### 第3章 公共施設

(道路)

第12条 開発区域内の道路の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存道路の機能を阻害しないよう設計するものとする。
- (2) 開発区域内の道路の幅員は、6メートル以上とする。ただし、小区間で通行上支障がない場合は、4メートル以上とすることができる。
- (3) 雨水等を有効に排出するため、道路の両側に側溝を設けるものとする。ただし、道路の幅員が6メートル未満の道路で、かつ、建築物が道路の片側にのみある場合については、片側側溝とすることができる。
- (4) 側溝は、内径30センチメートル以上の落蓋式構造のものとし、全面に溝蓋を布設し、かつ、長さ50センチメートルのグレーチングを15メートル以上20メートル以下の間隔で配置するものとする。この場合において、溝蓋及びグレーチングの設計荷重は、25トン以上とする。
- (5) 道路上に電柱その他通行の障害となるものを設置してはならない。ただし、やむを得ず設置する場合にあっては、当該部分を道路の幅員に含めないものとする。
- (6) 出入口及び歩道の切下げについては、次に定めるところによる。
  - ア 出入口の幅は、一般住宅にあっては4メートル、店舗又は集合住宅にあっては6メートルとする。ただし、大型の車両の出入りを前提とする店舗、工場等にあっては、8メートルから10メートルまで出入口の幅を延長することができる。この場合においては、出入りを予定する大型車両の軌跡図を添付し、担当課と協議を行うものとする。
  - イ 交差点の最短の停止線又は横断歩道若しくは隅切りから5メートル以内には出入口を設置し、又は歩道を切り下げることができない。

ウ 出入口は、1つの施設につき原則1路線1箇所とする。ただし、出入口の間隔を10メートル以上空けることにより、1路線2箇所まで設置することができる。

(7) 道路の構造は、関係法令に定める基準のほか、担当課と協議の上、設計するものとする。

(公園等)

第13条 開発区域内の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公園等は、利用者の有効な利用が確保される場所に設置するものとする。

(2) 公園等の設置計画及び施工方法については、事前に担当課と協議するものとする。

(下水道等)

第14条 開発区域内の下水道及び排水施設の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者は、開発事業の区域が下水道事業について都市計画に定められた区域内にある場合は、関係法令に定める基準により設計及び施工するものとする。

(2) 事業者は、排水の方法、設置又は改修する施設、水質等について事前に当該施設の管理者及び水利権者と協議し、同意を得るものとする。

(3) 雨水排水は、放流先の排水能力を勘案し、調整池、浸透ます等を必要に応じて設け、周辺地域に冠水、浸水等の被害を及ぼさないようにするものとする。

(4) 降雨強度は、66.9ミリメートル毎時とし、排水量は合理式により算定するものとする。

(消防の用に供する貯水施設)

第15条 開発区域内の消防の用に供する貯水施設は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定める基準に従い設置するものとする。

2 消防の用に供する貯水施設の設置については、事前に所管消防署と協議するものとする。

#### 第4章 公益施設

(給水施設)

第16条 給水施設の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者は、開発区域の規模及び地形、予定建築物の用途、敷地の規模及び配置等を勘案して、開発区域における給水の需要量を想定し、その需要量に支障を来さない構造及び能力において、給水施設を設計するものとする。
- (2) 事業者は、給水管を水道事業者の布設した配水管に接続するものとし、事前に水道事業者と協議し、その指示を受けるものとする。
- (3) 事業者は、給水施設の設置に当たっては、関係法令に定めるもののほか、水道施設設計指針（日本水道協会制定）及び水道事業者の定める給水装置工事施工基準に従い設置するものとする。
- (4) 給水施設の設置工事は、水道事業者の指定する給水装置工事事業者に依頼するものとする。

（ごみ集積施設）

第17条 事業者は、開発区域内のごみ収集等について、事前に担当課と協議するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による協議の結果、ごみ集積施設の設置が必要な場合にあっては、開発区域内において収集作業に適した場所に当該施設を設置するものとする。

（消防水利）

第18条 事業者は、開発区域内に消防水利の基準に従い、必要な施設を設置するものとする。

- 2 消防水利の設置については、事前に所管消防署及び水道事業者と協議するものとする。

（交通施設）

第19条 事業者は、開発区域内の道路及び接続道路の状況に応じて、交通安全上必要なカーブミラー、ガードレール、停止指導線等の交通施設を設置するものとする。

- 2 交通施設の設置については、事前に担当課と協議の上、設計するものとする。

（駐車施設等）

第20条 事業者は、開発区域周辺の道路における安全かつ円滑な交通を確保するため、必要かつ十分な駐車施設を設置するものとする。

- 2 事業者は、集合住宅の用に供する目的で行う開発事業を計画する場合にあって

は、計画戸数と同数以上の駐車施設を確保し、必要に応じ自転車置場を確保するものとする。

## 第5章 検査

(完了検査等)

第21条 町長は、開発事業のうち次の各号に掲げるものについては、担当職員をして中間検査又は完了検査を行わせることができる。

- (1) 当該開発事業により設置された公共施設又は公益施設が本町の管理に属することとなるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(工事完了届出書)

第22条 完了検査を受ける事業者は、工事完了後速やかに工事完了届出書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に届け出るものとする。

- (1) 公図の写し
- (2) 確定測量図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (3) 新旧公共施設対照図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 新旧公共施設求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 土地利用計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (6) 給水施設計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (7) 排水施設計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (8) 工事施工の記録写真
- (9) その他町長が必要と認める書類

(検査済証)

第23条 町長は、完了検査の結果、検査の対象となった開発事業がこの要綱及び関係法令に適合していると認めた場合は、検査済証（別記様式第5号）を交付するものとする。

## 第6章 公共施設等の帰属等

(公共施設等の所有及び管理の協議)

第24条 事業者は、開発事業により新たに設置される公共施設等の所有及び管理について、町長と協議するものとする。

2 前項に規定する町長との協議は、事業者が公共施設等の所有及び管理に関する



協議書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 公共施設等の概要及び管理予定者等一覧表（別記様式第7号）
- (2) 委任状
- (3) 位置図（縮尺20,000分の1以上のもの）
- (4) 公図の写し
- (5) 登記事項証明書
- (6) 新旧公共施設対照図（縮尺500分の1以上のもの）
- (7) 新旧公共施設求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (8) 土地利用計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (9) 給水施設計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (10) 排水施設計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (11) その他町長が必要と認める書類  
（協議書の締結）

第25条 町長は、前条第1項に規定する協議が整ったときは、協議書を締結するものとする。

（公共施設等の帰属及び寄附）

第26条 町長は、前条の規定により締結した協議書に基づき、公共施設等の帰属及び寄附を認めるものとする。

2 公共施設の帰属の手続（当該公共施設が設置された開発事業により公益施設が設置され、当該公益施設の寄附がある場合を含む。）は、都市計画法第36条第3項の規定による公告後3箇月以内に、事業者が公共施設等の帰属及び寄附に係る登記嘱託書押印願（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 公共施設等の一覧表（別記様式第9号）
- (2) 公図の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 新旧公共施設対照図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 新旧公共施設求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (6) 登記嘱託書（原本）

- (7) 登記嘱託書一式の写し
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- 3 登記完了後の公共施設等の引継ぎに関する手続は、引継書（別記様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長へ提出することにより行うものとする。
- (1) 公共施設等の概要及び管理者等一覧表（別記様式第11号）
  - (2) 登記完了証
  - (3) 登記事項証明書
  - (4) 公図の写し
  - (5) 新旧公共施設対照図（縮尺500分の1以上のもの）
  - (6) 新旧公共施設求積図（縮尺500分の1以上のもの）
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- 4 公共施設等の寄附の手続（公共施設の帰属がない場合に限る。）は、第23条の規定に基づく検査済証交付後3箇月以内に行うものとする。
- 5 前項の寄附の手続は、原則として、寄附を受ける公共施設等の維持管理に関する事務を行う担当課等を窓口として行うものとする。
- 6 公共施設等の登記に要する費用は、事業者が負担するものとする。
- 7 公共施設等の帰属は、原則として無償とする。
- 8 事業者は、公共施設等の帰属及び寄附の手続を行う前に当該公共施設等の土地に対する土地所有権以外の権利を抹消するものとする。

## 第7章 雑則

（設計・施工に関する瑕疵の担保）

第27条 公共施設等に関する工事について、帰属又は寄附の手続終了後3年間（公園の植栽については1年間）は、事業者が設計・施工上の瑕疵を担保しなければならない。

（取下書）

第28条 事業者は、第25条の規定に基づき協議書を締結した開発事業を取り止めるときは、取下書（別記様式第12号）を町長に提出するものとする。

（地位の承継）

第29条 第6条の規定により意見書の交付を受けた事業者について相続、合併又

は分割があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該開発事業に係る行為を承継した法人は、当該意見書の交付を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、地位承継届（別記様式第13号）により、町長にその旨を届け出るものとする。

（その他）

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成26年4月11日）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の開発指導要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年5月18日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年1月6日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大泉町開発事業指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始する開発事業について適用し、同日前に開始された開発事業については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

添付書類名称	縮尺	明示すべき事項及び摘要
同意書		関係権利者の同意
委任状		開発事業事前協議申請等に関する権限の委任
登記事項証明書		コピー可
開発区域位置図	1/20,000 以上	開発区域の境界を朱書
開発区域現況図	1/2,500 以上	開発区域の境界を朱書 土地の形状 地形(等高線は2mの標高差) 開発区域内及びその周辺の公共施設
公図の写し		開発区域の境界を朱書 開発区域内及び隣接地の地番、地目及び土地所有者氏名
求積図	1/500	求積は座標法等による
土地利用計画図	1/1,000 以上	開発区域の境界を朱書 公共施設等の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状 敷地に係る予定建築物の用途
造成計画平面図	1/1,000 以上	開発区域の境界を朱書 切土又は盛土をする土地の部分の色別(切土部は黄色、盛土部は赤色で色別すること。) 崖又は擁壁の位置、形状、延長及び記号 道路の位置、形状、幅員及び勾配並びに記号 縦横断線の位置及び記号 敷地の形状及び計画高
造成計画断面図	1/1,000 以上	開発区域の境界の位置 縦横断線の位置及び記号 現地盤面と計画地盤面 切土(黄色)又は盛土(赤色)部分の色別

給配水施設計画 平面図	1/500 以上	給水施設の位置、材料、形状、内のり寸法及び取水方法  配水管の配置、管種、管口径及び仕切り弁、空気弁、排泥設備等の水道施設並びに消火栓の位置  排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい
排水施設計画平面図	1/500 以上	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
排水施設の断面図	1/50 以上	排水施設の種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
歩道施設の断面図	1/50 以上	歩道施設の施工前後の形状、寸法、構造
崖の断面図	1/50 以上	崖の高さ及び勾配  土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)  崖面の保護の方法  現地地盤  切土の場合(高さが2 m以上)、盛土の場合(高さが1 m以上)を超える崖又は切土と盛土を同時にした部分に生じる高さが2 mを超える崖について作成
擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配並びに材料の種類及び寸法  裏込めコンクリートの品質及び寸法  透水層の位置及び寸法  擁壁を設置する前後の地盤面

		基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 軟弱地盤の場合は、土質試験結果 安全計算によらなければ判断できないときは、構造計算書
建物立面図	1/100	建物の高さを記入
建物平面図	1/100	
消防水利計画図	1/2,500	消防水利施設の位置、形状、構造及び寸法
雨水排水計算書		計画雨水排水量及び排水施設の流下能力の計算書
水道事業者の意見書		給水施設を設置すること等についての水道事業者の意見

別記様式第1号(第5条関係)

開発事業事前協議書

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名  
電話

大泉町開発事業指導要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり協議いたします。

記

開発事業の名称	
開発事業の目的	
開発区域の位置	
開発区域の面積	
設計者又は 代理人	住所 氏名 電話
工事施工者	住所 氏名
工事期間	
その他	

別記様式第2号(第5条関係)

開発事業変更協議書

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名  
電話

大泉町開発事業指導要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり協議いたします。

記

開発事業の名称	
開発事業の目的	
開発区域の位置	
変更内容	
その他	



別記様式第3号(第6条関係)

意見書

大発第 号  
年 月 日

様

大泉町長

大泉町開発事業指導要綱第5条の規定に基づく事前(変更)協議に対する意見は、  
下記のとおりです。

記

意見

別記様式第4号(第22条関係)

工事完了届出書

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名

大泉町開発事業指導要綱第22条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

開発事業の名称	
開発区域の位置	
工事完了年月日	
工事施工者 住所 氏名	

別記様式第5号（第23条関係）

検 査 済 証

大発第 号  
年 月 日

様

大泉町長

下記の開発事業に係る工事は、大泉町開発事業指導要綱及び関係法令に適合していると認めます。

記

検 査	完 了 ・ 中 間
検 査 年 月 日	年 月 日
住 所 事業者 氏 名	
開発事業の名称	
開発区域の位置	

別記様式第6号(第24条関係)

公共施設等の所有及び管理に関する協議書

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名  
電話

開発事業により新たに設置される公共施設等の所有及び管理について、大泉町開発事業指導要綱第24条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて協議いたします。

記

開発事業の名称	
開発区域の位置	
開発区域の面積	
協議の対象となる 公共施設等の種類	

別記様式第7号(第24条関係)

公共施設等の概要及び管理予定者等一覧表

公共施設等の種類	図面対照番号	旧公共施設等との関係	面積(m <sup>2</sup> )	所有予定者	管理予定者	帰属又は寄附の別	施設の概要

- 注1. 公共施設等の種類の欄は、路線別、箇所別に分けて記入すること。
2. 図面対照番号の欄は、新旧公共施設対照図に付した番号を記入すること。
3. 旧公共施設等との関係の欄は、道路後退、新設、付替等の別を記入すること。
4. 面積の欄は、小数点以下第2位まで記入すること。
5. 施設の概要の欄は、道路については幅員、延長、構造、付帯施設等を記入し、その他の施設についてもその内容をできるだけ詳しく記入すること。

別記様式第8号(第26条関係)

公共施設等の帰属及び寄附に係る登記嘱託書押印願

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名  
電話

開発事業に伴う公共施設等の帰属及び寄附に係る所有権の移転登記を行うため、  
関係書類を提出いたしますので、別添登記嘱託書に押印願います。

公共施設等の一覧表

公共施設等の種類	所在、地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	施設の概要

注1. 公共施設等の種類の欄は、路線別、箇所別に分けて記入すること。

2. 所在、地番、地目、地積の欄は、登記事項証明書のとおり記入すること。

3. 施設の概要の欄は、道路については幅員、延長、構造、付帯施設等を記入し、その他の施設についてもその内容をできるだけ詳しく記入すること。

別記様式第10号(第26条関係)

引 継 書

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名

開発事業により設置いたしました、公共施設等の管理を引継ぎたく、関係書類を提出いたします。



別記様式第11号(第26条関係)

公共施設等の概要及び管理者等一覧表

公共施設等の種類	図面対照番号	面積 (㎡)	所有者	管理者	施設の概要

- 注1. 公共施設等の種類の欄は、路線別、箇所別に分けて記入すること。
2. 図面対照番号の欄は、新旧公共施設対照図に付した番号を記入すること。
3. 面積の欄は、実測面積を記入し、小数点以下第2位まで記入すること。
4. 施設の概要の欄は、道路については幅員、延長、構造、付帯施設等を記入し、その他の施設についてもその内容をできるだけ詳しく記入すること。

別記様式第12号（第28条関係）

取 下 書

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名

都合により、大泉町開発事業指導要綱第25条の規定に基づき協議書を締結した  
開発事業について取下げします。

開発事業の名称	
開発区域の位置	
取下げ理由	
住所 代理人氏名 電話	

別記様式第13号(第29条関係)

地位承継届

年 月 日

大泉町長 様

事業者 住所  
氏名

次のとおり地位を承継したので、大泉町開発事業指導要綱第29条第2項の規定に基づき、届け出ます。

意見書の交付番号	年 月 日 第 号
開発事業の名称	
開発区域の位置	
承継年月日	年 月 日
承継人 住所 氏名 電話	
承継原因	